⑵　認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	
㈠　要介護１	747単位
㈡　要介護２	782単位
㈢　要介護３	806単位
㈣　要介護４	822単位
㈤　要介護５	838単位
ロ　短期利用認知症対応型共同生活介護費（１日につき）	
⑴　短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	
㈠　要介護１	787単位
㈡　要介護２	823単位
㈢　要介護３	847単位
㈣　要介護４	863単位
㈤　要介護５	880単位
⑵　短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	
㈠　要介護１	775単位
㈡　要介護２	811単位
㈢　要介護３	835単位
㈣　要介護４	851単位
㈤　要介護５	867単位
注１　（略）	
２　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
３・４　（略）	
５　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注４を算定している場合は、算定しない。	
６　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、１月に６日を限度として所定単位数に代えて１日につき246単位を算定する。ただし、入院の初日及び最終日は、算定できない。	
７　（略）	
ハ　初期加算	30単位
注　イについて、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、１日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も、同様とする。	
ニ　医療連携体制加算	
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
⑴　医療連携体制加算(Ⅰ)	39単位
⑵　医療連携体制加算(Ⅱ)	49単位
⑶　医療連携体制加算(Ⅲ)	59単位

⑵　認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	
㈠　要介護１	747単位
㈡　要介護２	782単位
㈢　要介護３	806単位
㈣　要介護４	822単位
㈤　要介護５	838単位
ロ　短期利用認知症対応型共同生活介護費（１日につき）	
⑴　短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	
㈠　要介護１	787単位
㈡　要介護２	823単位
㈢　要介護３	847単位
㈣　要介護４	863単位
㈤　要介護５	880単位
⑵　短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	
㈠　要介護１	775単位
㈡　要介護２	811単位
㈢　要介護３	835単位
㈣　要介護４	851単位
㈤　要介護５	867単位
注１　（略）	
（新設）	
２・３　（略）	
４　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注３を算定している場合は、算定しない。	
（新設）	
５　（略）	
ハ　初期加算	30単位
注　イについて、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、１日につき所定単位数を加算する。	
ニ　医療連携体制加算	39単位
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算として、１日につき所定単位数を加算する。	